

# 国有財産売却公示書

下記国有財産を一般競争入札（期日入札）により売却する。

## 記

### 1. 売却物件

所在	地目	面積 (㎡)	用途地域	建ぺい率 容積率
水戸市千波町字十一軒 2059 番 66	宅地	163.40	第1種低層住居専用地域	50% 100%

### 2. 入札に参加できる者

- 予算決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当しない者
- 国有財産法第16条の規定に該当しない者
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局からの排除要請対象者に該当しない者

### 3. 入札要領及び契約条項を示す場所

〒310-8511 茨城県水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎4階  
茨城労働局総務部総務課会計第3係 (TEL 029-224-6211)

### 4. 入札参加申込

入札に参加を希望する者は次の期間内に「国有財産一般競争入札参加申込書」を上記3の場所に提出すること。

提出期間 平成30年9月5日（水）9:00～平成30年10月4日（木）17:00まで  
(12:00～13:00の間及び土・日曜日、祝祭日は除く)

### 5. 入札及び開札の日時及び場所

- 入札場所 〒310-8511 茨城県水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎4階会議室
- 入札日時 平成30年10月11日（木） 10:00
- 開札 入札締切後直ちに開札

### 6. 入札保証金

- 各自入札金額の100分の5以上に相当する金額を現金にて歳入歳出外現金出納官吏へ入札開始前に納入すること。なお、入札保証金には利息を付さない。
- 落札者以外の入札者に対しては、入札保証金を納付した時発行する領収証書と引換えに、速やかに入札保証金を還付する。

なお、落札者の決定を留保した場合は、落札者を決定するまでの間、当該物件の入札者に係る入札保証金の還付を留保する。

ただし、開札後、入札参加者から落札決定前に入札を辞退する旨の申し出があった場合には、入札保証金を還付する。

### 7. 入札の無効

競争に参加する資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。

### 8. 契約不履行

落札者が落札決定の日から30日以内に契約を結ばないときは、上記6の入札保証金は国庫に帰属する。

### 9. 契約書作成の要否及び代金支払方法

契約書の作成を要する。契約締結時に売買代金の1割以上を契約保証金として納付し、契約締結日を含めて20日以内（20日目が土・日・祝祭日の場合は直前の金融機関の営業日）に売買代金と契約保証金の差額を国が発行する納入告知書により納付する。

なお、上記6により納付された入札保証金は、契約保証金に充当することとする。

### 10. 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格以上で最高の価格をもって有効に入札した者を落札者と決定する。ただし、落札者となる価格の入札者が2名以上あるときは、同価格の入札者により直ちにくじにより落札者を決定する。

### 11. その他

- 現状渡しとなるため、必ず現地を確認すること。
- 境界の確認や建築許可の可否、諸規制の状況等の関係各機関への照会等は事前に入札者自身で行うこと。
- 対象不動産南側隣接地（地番：2059番65）との境界が未確定である。
- 引渡しの対象は、土地上のすべての工作物（フェンス、給排水施設、掲示板等）や樹木等を含む。当局が表示する内容と現況の間に差異が生じている場合は、現況が優先し、契約後の引渡しも現況有姿で行うものとする。
- 越境物がある場合は、現況のままで引き渡す。
- 契約締結した内容については、公表する。
- 入札者は、本公示書のほか、当局で交付する「国有財産の一般競争入札案内書」及び「物件調書」を十分理解のうえ、入札すること。

以上、公示する。

平成30年9月5日

契約担当官

茨城労働局長 福元 俊成

